（法人名）　乳児等通園支援事業運営規程

（事業所の名称等）

第１条　（法人名）が設置する乳児等通園支援事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　●●●

（２）所在地　　千葉市▲▲区・・・・・

（事業所の目的及び運営の方針）

第２条　●●●（以下「当事業所」という。）は、次に掲げる保育指標及び保育目標に基づき乳児等通園支援を提供する。

（１）●●…（適宜記入）

（２）●●…

２　当事業所は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）、千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年千葉市条例第１８号。以下「認可基準」という。）及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和７年１１月１３日内閣府令第９５号。以下「運営基準」という。）、その他関係法令を遵守して運営する。

（提供する乳児等通園支援の内容）

第３条　当事業所は、保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）に基づき、乳児等通園支援を提供するとともに、次に掲げるその他の便宜の提供を行う。

（１）乳児等通園支援事業

（２）食事の提供

（３）その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　乳児等通園支援事業の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に掲げる職種ごとに、当該各号に定めるとおりとする。ただし、利用する乳幼児数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員については常勤換算後の員数とする。

（１）管理者　１人（常勤専従）

（２）保育士は認可基準第●●条に応じた数以上の数を配置する。

（３）看護師　●人

２　職員の職務は、認可基準、職員服務関連規程、その他関係法令の定めるところによる。

（乳児等通園支援を提供する日）

第５条　乳児等通園支援を提供する日は、●曜日から●曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝祭日を除く。

（乳児等通園支援を提供する時間）

第６条　乳児等通園支援を提供する時間は、午前●時から午後●時までの範囲内で、保護者が支援を必要とする時間とする。

（利用料金等）

第７条　保護者は、乳児等支援支給認定証に記載された利用料金を当事業所に支払わなければならない。

２　当事業所は、運営基準第１２条第２項の規定により、保護者の書面による同意を得た上で、当事業所の乳児等通園支援の質の確保及び向上を図るため、別表１に掲げる特定負担額を徴収する。

３　当事業所は、運営基準第１２条第３項の規定により、保護者の同意を得た上で、当事業所の利用において通常必要とされる費用で保護者の負担とすべきものについて、別表２に掲げるもののほか、管理者が定める額を徴収する。

４　前２項に定めるところのほか、利用可能時間を超えて利用した場合又は利用予定日の前日１７時以降にキャンセルした場合については、乳児等支援支給認定証に記載された利用料金を適用せず、保護者は当事業所に別途料金を支払わなければならない。

（乳児、幼児の区分ごとの利用定員）

第８条　当事業所の利用定員は、乳児、幼児の区分ごとに次に掲げるとおりとする。

（１）０歳児　●人

（２）１歳児　●人

（３）２歳児　●人

（利用の開始に関する事項等）

第９条　当該事業所は、保護者が住民登録している市区町村により交付された乳児等支援支給認定証を

確認し、面談を実施した上で、乳児等通園支援の提供を開始するものとする。

２　当事業所は、前項の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面を交付し、その内容を説明し同意

を得ることとする。

（利用の終了に関する事項）

第１０条　当事業所は、次に掲げる場合には保育の提供を終了するものとする。

（１）こどもが満３歳（３歳の誕生日の前々日）に達したとき

（２）保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所等に通うことになったとき

（３）子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき

（４）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じ、市区町村が利用の継続が困難であると

認めたとき

（緊急時における対応方法及び非常災害対策）

第１１条　当事業所は、保護者への連絡及び市町村、警察署その他の関係機関との連携を行うものとす

る。

２　当事業所は、認可基準第６条の規定により、非常災害に係る対策を講じることとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１２条　当事業所は、利用乳幼児に対する虐待を防止するため、保育士等に対する研修を定期的に行うとともに、その他必要な措置を講ずる。

附　則

　この規程は、令和●年●月●日から施行する。

【別表１】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費目 | 内容及び負担を求める理由 | 実費徴収額 |
| ●●費 | ●●として | ●円/回 |
| ●●費 | ●●として | ●円/回 |

【別表２】

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 実費徴収額 |
| 例）給食費 | ●円/回 |
| 例）おやつ代 | ●円/回 |
| 例）傷害保険 | ●円/回 |
| 例）行事の際の交通費等 | 実費の範囲内で園長が定める額 |